

つながい



●発行元●
新得町地域包括
支援センターなごみ
保健福祉課在宅支援係
Tel 64-0533
FAX 64-0534

お気軽に
ご相談下さい。

私たちが在宅サービスの相談に応じるケアマネジャーです！

ケアマネジャーは介護保険を上手に利用するための相談員です！

- 介護を必要とする人や家族の相談、援助を行います。
- 困りごとを明確にし、必要なサービスの提案、助言を行います。
- 各サービス提供事業者への連絡、手配などの調整役を担います。
- サービス実施状況の把握やケアプランの作成を行います。

ちいさな手



新得町地域包括支援センター



新得やすらぎ荘



ケアプランセンターしんとく社協

「介護予防・日常生活支援総合事業」

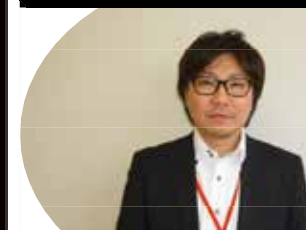
が4月よりスタートしています！

当面の変更点は以下の2つ！

- ①「訪問ヘルパー」や「デイサービス」のみ利用を希望される方は、簡単な基本チェックリストを実施し、該当になることで、サービス利用が可能になります。
- ②必ずしも介護保険制度に頼らない、地域支え合いによる介護予防、生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターが配置され、新得町に適したサービスの創設を目指します！

①については条件もありますので
地域包括支援センターにご相談下さい！

生活支援コーディネーター紹介



新得町社会福祉協議会
地域福祉係長 池田 輝幸 氏
コーディネーターの活動もスタート！その様子



※2月以降にまちづくりレターでいただいた
ご意見などを掲載しています

VOICE

ボイス ー町の声ー



●キツネの駆除、イヌのフン害、除雪、広報のチラシについて

①街中のキツネを駆除してください。
②街中のイヌのフンによるフン害をなくしてください。(簡単です。街中でのイヌの散歩を禁止すれば)

③歩行者が危険を感じることもなく歩ける道路にしてください。(上手で十分な除雪をしないで、料金を徴収する除雪に手を出すのは論外です)

④広報の中にチラシが多すぎます。記事として掲載すれば経費が低く、発行責任者の能力が無いのでは？町内会役員は下請け作業員ではありません。

いろいろ申し上げましたが、ご検討を！

(60歳代・男性)

お答えします

①現在、キツネについては箱ワナで駆除を行っています。ワナの設置には設置場所の家の方にワナの管理についてご協力をいただいているところです。箱ワナの設置にご協力いただける方がいらっしゃいましたら町民課までご連絡ください。

(町民課生活環境係)

②イヌのフンによるマナー違反は以前よりあり、おしらせ広報等での啓発活動を継続しているところです。イヌの散歩禁止は法律違反になるおそれがあるためできませんが、今後もし引き続きマナーの徹底を呼びかけていきます。

(町民課生活環境係)

③現在午前2時までに降った雪が10センチ以上、または10センチ以上になると見込まれた場合は、午前3時から除雪作業を実施しております。除雪作業は限られた時間で広範囲を行うため、完全に雪を取り除くことはできませんが、丁寧な除雪を心がけておりますのでご理解をお願いいたします。

ひびく手話講座

～No.22～

○行く



手向
右に
左の
手前
に
向
け
る

○来る



立
て
て
右
手
の
人
差
し
指
を
右
斜
前
か
ら
手
前
に
引
き
寄
せ
る

広報モニターからの声

広報モニターさんから「広報しんとく4月号」を読んだ感想・ご意見をいただきましたので、その内容をお知らせします。

▼一般会計の予算の内訳において、主な収入、主な支出、事業などピックアップされているため、町がどのような方向で動いているのか、一目でわかりました。本来であれば、町民がすべての事業に興味関心を持つべきなのですが、難しいのが実情で、このようにまとめて頂けると今後町民が町を議論する上でも円滑にできるのではないかと思います。以前掲載されていた町の決算を家の家計に置き換えた表があると、町の実情が実感できていいかな、と思いました。

▼縦書き読みの横書きのため、「平成28年度の主な事業」のページをまたぐ際、それぞれこの区分に属しているのかわかりづらいです。また、各課の明朝フォントが白抜き文字の黒枠が鋭く、見づらく感じます。

▼今年度、補助や貸付多額の予算を投じる事業、祭りなどがあります。税金を使い責任を持って運営するのであれば、投じたことによりどのくらいの経済効果が生まれたのか、どのくらいの資本が町に落ちるのか、何年で返還されるのか。明確に公表していく必要があると思います。